4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。（詳細は『学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）』参照）

島根県教育委員会教育指導課
HP（学校危機管理の手引）
https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/anzen/anzenkeikaku.html

（1）体罰

① 未然防止のポイント

ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。

イ 協力体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。

ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われる場合があることを認識する。

② 体罰発生時の対応

ア 管理職への報告 イ 負傷児童生徒の救護

ウ 保護者への連絡、誠意ある対応 エ 再発防止

（2）性暴力

① 未然防止のポイント

ア 防止に関する施策 イ 早期発見及び対処に関する施策

② 性暴力発生・把握時の対応

ア 管理職への報告 イ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察

ウ 被害児童生徒のプライバシー保護 エ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施

（3）教職員の交通事故

① 未然防止のポイント

ア 教育公務員としての自覚の高揚

② 教職員の交通事故発生時の対応

ア 負傷者の救護 イ 管理職への報告 ウ 警察への届出 エ 相手方への対応

（4）個人情報の管理上のトラブル

① 未然防止のポイント

ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上 イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備

ウ 電子情報の管理方法の明確化

② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

ア 管理職への報告 イ 警察への連絡 ウ 児童生徒、保護者への対応

（5）ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

① 未然防止のポイント

ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実 イ ハラスメント防止等に関する組織体制づくり

② ハラスメント発生時の対応

ア 事実関係聴取 イ 校内ハラスメント委員会等の開催

ウ 事情聴取及び指導 エ 相談者への説明

（6）メンタルヘルスへの対応

① 未然防止のポイント

ア セルフケア イ 管理監督者のラインによるケア ウ 保健スタッフ等によるケア

② メンタルヘルスへの対応

ア 管理職等に相談 イ 医療機関等を受診 ウ 療養開始

エ 復帰支援プログラム オ 職場復帰